

神奈川県最低賃金審議会  
令和5年度第1回神奈川県最低賃金専門部会  
議事録

1 日時 令和5年8月1日(火)午後3時2分から午後4時45分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎 神奈川県労働局 大会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽 淳、石崎由希子、芳野直子  
労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己  
使用者代表委員 大竹准一、関口明彦、山本弘

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

### 【事務局:吉田監察監督官】

準備の都合もありまして、3時の予定時刻を少々過ぎまして開催となり、申し訳ございません。

第426回の本審に続きまして、引き続きお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の出席状況につきましては、9名全員の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、委員の紹介は先ほどの本審で行われていますので省略させていただきます。傍聴人につきましては、1名、現在不在の状態ですが、専門部会は始めさせていただきます。

本日の専門部会は、7月21日付けで任命させていただきました委員の方々による最初の会議でございますので、部会長を選任していただきますまでの間、事務局が会議進行を担当いたします。よろしくお願いいたします。

本日の資料は御手元にご用意させていただいておりますので、ご確認ください。ファイルの形で同じ色、第4回目安の小委員会配付の資料とその続きは2番として基礎調査の結果というものになります。

専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長より一言挨拶させていただきます。

### 【加納労働基準部長】

本審に引き続きまして、本日はよろしくお願い申し上げます。

令和5年度の中央最低賃金審議会におきます答申の内容につきましては先ほど本審の中で説明させていただいた通りでございます。本専門部会におきましては、本年度におきます神奈川県最低賃金の改正について考慮し、それぞれの立場から意見を出していただき、意見の一致を見出していただけますよう、審議の時間、日程との調整を含めまして、円滑な運営に事務局として全力で務めて参りたいと思っております。どうか、委員の皆さまにはよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、令和5年度第1回、神奈川県最低賃金専門部会の開催に当たりまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうか本日はよろしくお願い申し上げます。

### 【事務局:吉田監察監督官】

次に、部会長及び部会長代理の選出をお願いしたいと思います。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

### 【芳野委員】

はい(挙手)。私の方から提案させていただきたいと思っております。

赤羽委員に部会長を、石崎委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

### 【事務局:吉田監察監督官】

ただ今、芳野委員から「部会長には赤羽委員、部会長代理には石崎委員」とのご発言がありました。いかがでしょうか。

### 【各委員】

異議なし

**【事務局:吉田監察監督官】**

皆様の御賛同が得られましたので、部会長に赤羽委員、部会長代理には石崎委員をお願いいたします。

それでは、部会長、部会長代理から一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。では、赤羽部会長をお願いいたします。

**【赤羽部会長】**

只今、部会長を任命されました赤羽でございます。時間も過ぎておりますので、神奈川県としての地に足のついた議論を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局:吉田監察監督官】**

続いて、石崎部会長代理をお願いします。

**【石崎部会長代理】**

石崎でございます。私も及ばずながら充実した審議となるよう努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局:吉田監察監督官】**

ありがとうございました。

この後の進行につきましては、赤羽部会長をお願いいたします。

**【赤羽部会長】**

それでは、最初に議事録の確認をしていただく方を私から指名させていただければと思います。

まず、私と、労働者側は林委員、使用者側は関口委員、よろしくお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、事務局から提出資料のご説明をお願いします。

**【事務局:平本賃金室長】**

では私から最初に追加資料について説明したいと思っております。添付している資料の1の(1)、委員からの追加要望資料をお開きください。これは、中央最低賃金審議会委員が要望したものでございます。

ここにあるのは、昨年の最低賃金が発効した日以降の消費者物価上昇率を確認するためでございます。ご覧の通り全国で4.3%、Aランクでは4.5%の上昇率となり、最低賃金の上昇率である3.3%を大きく上回ってしまったということが分かります。

次に1の(2)と(3)は、本審で提供しました資料の6月分の数値を入れ更新した部分となります。本審で口頭にてお伝えしましたが、1の(3)の最後のページになりますが、5番、消費者物価指数の推移でございます。右端に6月の消費者物価対前年上昇率が記載されております。先ほど口頭でも言いましたが、神奈川は4.1%となっております。

私からは以上でございます。

**【事務局:吉田監察監督官】**

続きましてインデックスの2番のところにあります令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果、それについて説明させていただきます。

目次に続きまして、1ページ・2ページが基礎調査の概要ということになっております。調査の対象期間というのは、6月についてと、6月1日現在の状況についての内容を記載していただくと、調査の対象は神奈川全域と、産業については、アからクまで、製造業からサービス業までになっております。

また、常用労働者数100人未満のものと、30人未満という形で分けております。製造業、及び情報通信業の内、新聞業、出版業については100人未満、自動車小売業については100人未満、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している民営事業所となっております。調査事項は2番に書かれている内容です。先ほどの調査の産業については3ページに調査産業対象表がございますので見ていただければと思います。産業分類も右端の所にあります。下の方は特別小委員会の方で取扱う特定最賃の方になりますので、上の方の内容ということになります。

そして、ここで言うパートはどういう人を指すかと言いますと、通常の労働者よりも労働時間が短い、労働時間が同じでも労働日数が短いというものをパートという扱いをしております。集計対象については、規模ごとにここに書かれております。

次に、目次を見ていただきますと、9ページから100ページまでの所は総括表となっていて、総括表(1)・(2)というのは調査対象の全産業と業種ごと、53ページ以降についてはパートについてのものという形で分類しています。

総括表というのは、累計ですので積み重なっていくということです。％で言うと100％までいくということです。そして、その下にあります101ページから116ページのまで、賃金分布表については、昨年までは付けなかったのですが、その賃金階級ごとの人数、パーセントになっております。そのこと以外に総括表の(1)と(2)と、賃金分布表(1)、(2)のどこが違うかということになりますと、賃金分布表(1)というのは規模別・年齢別での表、賃金分布表(2)というのは男女・年齢別での表となっています。

5ページから12ページまでが、基礎調査を実施した全ての産業、一般労働者とパート労働者を合計した就業形態全てということになります。

そして表の青で塗られている1,071円の欄、現行の最低賃金額のところの労働者というのは100,571人であり、その1円下の表でオレンジ色に塗られた1,070円の欄は、法違反になってしまう累計の人数、パーセントです。表の上段が人数、( )内の下段が％ということになりますので、丁度、基礎調査の結果に基づくと、実際に違反になっている方は22,548人、未満率が2.4％ということになっています。

同じように、右横の規模別のところは規模ごとの、さらに右横の年齢別のところは規模ごとの累計の人数、パーセントになっています。そして、累積されていくものなので、7ページの下1,500円以上の金額の欄、すなわち最下段のところを見ていただくと、( )の累積の％は100であり、人数の940,348人が累計の人数ということになります。

ところで、今年度の中賃が示した目安の41円を引き上げ額として、1,071円から41円引き上げた1,112円、総括表(1)では薄いグリーンで塗ってあるのですが、影響率は

実際にこの額に改正されてしまった場合に法違反になってしまうようなところ、1,112円の1円下の1,111円のオレンジ色の欄になります。基礎調査結果からいくと未満率の人数は268,757人と、影響率は28.6%となります。

次の9ページからは総括表(2)になります。総括表(1)と同じで、総括表(2)も累計の表となっています。

また目次に戻って確認いただくと分かりやすいと思いますが、13ページ以降は製造業・卸・小売等、サービス業までの業種についての総括表(1)・(2)を資料としています。個別の業種につきましては、説明を割愛しています。パートについても同じように53ページ以降に総括表の(1)・(2)を資料としています。

総括表(1)についてグラフにしたものが117ページです。本省の方で示した区分に従っていきますと、このような形で増加しています。青の横棒で全体、その内のパートの部分を赤の横棒で表示しています。

次に119ページの所を見ていただくと、これは分布表から拾ったものですが、1,071円の所が全体でも多く、パートの場合が64,998人ということで1,071円という最賃額にへばり付いているという状態で、その後、切りの良い1,075円、1,080円とか1,085円とか1,090円とか、割りと切りの良い数字、あと1,100円というこれも切りの良い数字なのですが、そういう所で賃金額が設定されているというのが見ていただけたと思います。高い方の金額になってしまうと区分の仕方もありますので影響が分からないということですが、こういう形で見ますと最賃を意識した金額が基礎調査の結果にも表れているということです。

次の120ページを見ていただくと労働者構成比で1,071円が全体の労働者の8.3%、パートの人15.2%となっています。1,100円ですと全体は6.1%で、パートは11.6%となっています。

101ページを見てください。合計の欄の数字が増減していますので累計ではなく、各賃金階級別の数値であることが分かると思います。これの分類の仕方としては年齢別も同じように分かれております。

次に、121ページになりますが、全産業の平成30年から令和5年の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数の人の金額、対前年比の比率を記載しています。第1・20分位というのは下から5%の所の数値ということになります。具体的には下から5%にきた人の金額が、平成30年が956円、令和元年が983円、令和2年が1,011円というように変わっているということが分かります。次の第1・10分位数は下から10分の1なので、金額については、平成30年960円、令和元年983円、令和2年1,015円という形で推移しています。第一4分位数というのは100を4で割った下から25%にあたる25%の所の金額です。中位数というのは中央値のことであり、中央にきた人の金額ということになります。

合計欄の内訳として下の段に規模1労働者1~9人、規模2労働者10~29人、規模3労働者30~99人と全産業の女性、全産業のパートについて記載しています。

次の122ページは、全産業、全労働者の規模別影響率を記載した折れ線グラフです。1,106円から1,115円の間について全規模、規模1の1人から9人、規模2の10人から29人、規模3の30人から99人までの影響率を追っていったものです。

規模が大きいところは金額による影響率があまりないということを見ていただければ分かるのですが、規模は1～9人の所も10～29人の所も途中の金額で逆転しているということが分かります。

次の123ページが賃金の引上げ額・引上げ率・影響率です。これについては1,112円の所だと3.83%の引上げということで全体の影響率でいくと28.6%、パートだと49.5%、それだけ影響があるということになります。

次の124ページは産業別の全労働者・パート労働者の目安額どおりの引き上げになった場合の影響率です。サービス業の所にバー(ー)が引いてありますのは調査対象として選定した結果の所で、未満率に該当するデータがたまたまですがいなかったのものでバー(ー)という形で表記しています。

125ページは、本省の指示だと1円ごとだったのですが、10円区分ごとに拾ったものの累積の一覧表です。全体的な傾向をつかむためには必要だと思います。

私からの最低賃金の基礎調査に関する内容は以上となります。

#### **【赤羽部会長】**

ありがとうございます。今の事務局からのご説明について、ご質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、先ほどの本審で労使の基本的な考え方をお聞きしましたので、労使各側からそれぞれ個別にご意見・ご見解を伺いたいと思います。まず労側からご意見、ご見解を伺い、次に使側から伺うことにしたいと思います。いかがでしょうか。以後は個別で折衝を行いたいと思います。

#### **【事務局：吉田監察監督官】**

それでは、ここから先は個別折衝となり、その後も各委員が揃って議論を行う場はございませんので、傍聴人の方はここまでで終了となっております。傍聴ありがとうございました。どうぞご退席お願いいたします。